

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課)

一頁

号外 (三) 平成二十八年 四月 一日

公 示

岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則(昭和三十二年岐阜県教育委員会規則

第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「保護者等による」を「経費に関する」に改め、同条中「校長の下に」(以下「学校長」という。)(を)を加え、「五月十日」を「七月十日」に改める。

第三条の見出し中「支弁の段階」を「支弁区分」に改め、同条中「支弁の段階」を「支弁区分」に、「当該学校の校長」を「学校長」に改める。

第四条を次のように改める。

(経費の支給)

第四条 学校長は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和二十九年政令

第一百五十七号)第一条の規定に基づき支弁すべき経費の額を算定したときは、保護者

等に対して当該額を速やかに通知し、金銭をもって支給するものとする。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社